

答 申 第 976 号
令和 4 年 1 月 18 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、令和 4 年 1 月 12 日付け神行住第 1997 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

新型コロナウイルス感染症後遺症アンケート調査のに伴う
住民基本台帳情報の利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」について)

- 1 新型コロナウイルス感染症に罹患した方の後遺症の現状を把握するために、行財政局住民課が保有する住民基本台帳情報を利用して対象者を選定することは、アンケートの的確な実施に寄与するものであり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

新型コロナウイルス感染症後遺症アンケート調査の実施に伴う
住民基本台帳情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 9/6

【住民基本台帳情報】

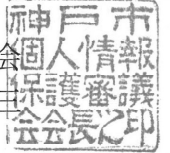
令和3年4月1日から12月1日までの死亡者のうち、以下の情報

- ・氏名
- ・生年月日

答 申 第 977 号
令和 4 年 1 月 18 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、令和 4 年 1 月 13 日付け神健保保第 10050 号-2 により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

新型コロナウイルス感染症後遺症アンケート調査の実施に伴う
電子計算機処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」について)

- 1 新型コロナウイルス感染症アンケート調査の対象者抽出にあたり電子計算機処理することは、アンケートの正確な実施に寄与するものであり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

新型コロナウイルス感染症後遺症アンケート調査の実施に伴う
電子計算機処理について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」について)

別紙
答申 977

◎は条例第 11 条第 2 項に該当

【住民基本台帳情報】

令和 3 年 4 月 1 日から 12 月 1 日までの死亡者のうち、以下の情報

- ・氏名
- ・生年月日

【新型コロナウイルス感染症罹患者情報】

令和 3 年 4 月 1 日から 5 月 15 日までの新型コロナウイルス感染症の発生届受理者のうち、以下の情報

- ◎氏名
- ◎住所
- ◎生年月日